

了鳥取県公報

平成15年2月28日(金) 号外第11号

每週火:金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果の公表(2件)(2・3)......1

監查委員公告

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、 同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成15年 2月28日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦 鳥取県監査委員 井 上 耐 子 鳥取県監査委員 中 尾 享 鳥取県監査委員湯原 俊

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

この監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が、経済性、効率性及び有効性 の観点から適正に行われているか等について実施するものである。

本県においては、特定の課題を選定してこの監査を実施しており、平成14年度は2の事務を選定して実施 した。

2 監查対象事務

農林水産業に従事する者が共同して利用する施設、設備等に関する補助事業(補助金の財源に県費が含ま れないものを除く。以下「補助事業」という。)

3 選定理由

県が農林水産業の振興施策として実施する補助事業は、地域の活性化及び産業活動の支援を行う上で重要 な役割を担っている。

この補助事業は、団体等の実施する事業が客観的に公益性があると認められる場合に、当該事業の促進を 支援するものであり、補助をするに当たっては、慎重にその必要性及び効果について検討するとともに、事 業実施後においてもその効果を検証する必要がある。

そこで、補助事業について、費用対効果の観点から、目的に沿って施設、設備等が整備され、活用されて いるか、事業の目的とする効果は上がっているか等について監査を実施した。

第2 監査の実施

1 実施期間

平成14年10月から平成15年2月までの間に実施した。

2 実施方法

監査対象機関から関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取するとともに、必要に応じて補助事業により整備された施設、設備等の利用状況等について、現地に出向いて実態を調査する方法により監査を実施した。

3 対象事業及び対象機関

補助事業の実施後の効果を検証するため、平成10年度に施設、設備等の整備を行った次の補助事業(当該年度に実施中であったものを含む。)を監査の対象とした。

なお、就農基盤整備事業については、平成10年度に補助実績がないため、平成11年度に行った補助事業を 監査の対象とした。

| | | →± | 마 차 各 🖂 <i>は</i> |
|-------------------------------|--|-----------|------------------------|
| 対 象 事 業 | 対 象 機 関 | 補 | 助対象団体 |
| | | 補助事業者 | 間接補助事業者 |
| うるおいのある村 づくり対策事業 | 企画振興課 | 鳥取市 | (鳥取市砂見地区) |
| フトリ別東事業 | 鳥取地方農林振興局 | 鹿野町 | 鬼入道村づくり推進委員会 |
| | 八頭地方農林振興局 中部県民局 | 若桜町 | 村づくり吉川推進会議 |
| | 日野総合事務所(県民局) | 智頭町 | いきいき早野むら |
| | | 三朝町 | 小河内活性化協議会 |
| | | 日南町 | 笠木村づくり協議会 |
| | | 日野町 | 久住農産物共同生産組合 |
| | | 江府町 | (江府町美用地区) |
| | | 溝口町 | 岩立うるおいのある村づくり推進協 議会 |
| ふるさと農地保全 組織育成支援事業 | 農政課 日野総合事務所(農林局) | 日野町 | 財団法人日野町農林振興公社 |
| 就農基盤整備事業 | 経営支援課 | 倉吉市 | 鳥取中央農業協同組合 |
| | 倉吉地方農林振興局 米子地方農林振興局 日野総合事務所(農林局) | 北条町 | 鳥取中央農業協同組合 |
| | | 名和町 | 鳥取西部農業協同組合 |
| | | 日南町 | 鳥取西部農業協同組合 |
| 漁業沿岸漁業活関連性化構造改施設善事業 | 空港港湾課 | 鳥取市 | 鳥取中央漁業協同組合 |
| 整備 水産物流通 事業 加工基盤強 化対策事業 | 空港港湾課 | 鳥取市 | 鳥取中央漁業協同組合 |
| 沖合漁業基 盤強化対策 事業 | 空港港湾課 | 鳥取市 | 鳥取中央漁業協同組合 |
| 並型魚礁設置事業 | 空港港湾課 | 米子市 | - |
| | | 岩美町 | - |
| | | 青谷町 | - |

注 1 対象事業及び補助対象団体の名称については事業実施時点におけるものとし、対象機関の名称については平成14年度のものとした。

² 間接補助事業者の欄の括弧書は、補助事業者が事業を実施した地区の名称である。

4 監査の着眼点

- (1) 施設、設備等は、補助事業の目的に沿って整備されているか。
- (2) 施設、設備等は、補助事業の目的に沿って活用されているか。
- (3) 補助事業の効果測定は適切になされているか。
- (4) 補助事業の目的とする効果は上がっているか。
- (5) 県の指導及び助言は適切になされているか。
- 5 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山田 次彦

同 井上 耐子

同 中尾 享

同 湯原 俊二

第3 監査の結果

補助事業は団体等の実施する事業が客観的に公益性があると認められる場合に、当該事業の促進を支援する ものであり、補助事業の目的とする効果が得られているかどうかを検証し、効果が見られない点については、 その課題を整理し、課題の解決を進め、その結果を今後の補助事業に活用する必要がある。

今回監査を行った補助事業については、おおむね補助事業の目的とする効果が得られていたものもあるが、 中には現時点で効果が現れていないものもあった。

監査の着眼点に基づき監査した結果、改善又は検討が望まれる点について以下に述べるので、適切に対応されたい。

また、第**4**においても、補助事業の種類別に補助事業者が事業を実施した地区ごと又は各補助事業者ごとに 改善すべき事項等を記載しているので、併せて適切に対応されたい。

- 1 うるおいのある村づくり対策事業
- (1) 施設、設備等の整備状況について

地区の集落活性化及び当該地区への定住を促進するために作成された集落活性化計画に基づき、基盤整備に必要な施設、設備等がおおむね計画どおり整備されていると認められる。

しかし、あいがも農場としてほ場整備(0.8ヘクタール)されたものが、あいがもの飼育に手間がかかる等の理由で普通の水田とされている事例がある。このあいがも農場については、全体事業費(50,000千円)の40パーセント近く(19,233千円)を投じて個人のほ場を整備したものであるが、このような事業がうるおいのある村づくり対策事業の趣旨にかなうものであるか疑問が残る。

また、集落の活性化は、地区全体での取組により効果が上がるものと思われるが、地区の戸数の4分の1程度でしか構成されていない生産組合が事業主体となっているため、十分な効果が上がっていない事例があり、補助事業を実施する団体として妥当であったのか疑問が残る。

県が補助事業の審査を行うに当たっては、その妥当性等について精査して計画を認定する必要がある。

- (2) 施設、設備等の活用状況について
 - ア 交流の場として整備された施設について、地区住民による利用はされているものの、当初の目的である地区外の住民との交流に十分活用されているとはいえないものもあるので、地区外の住民との交流を目的とした利用を促進する必要がある。
 - イ 次に掲げる施設、設備等については、当初の目的どおり利用されていないので、目的に添った利用等 について検討する必要がある。
 - (ア) あいがもの飼育に手間がかかるため普通の水田としてしか耕作されていないあいがも農場(事業費 19,233千円)
 - (イ) 必要な水量が確保できない等の理由により当初計画どおりに利用されていない布団洗濯機及び乾

燥機(事業費 2,863千円)

- (ウ) 林業農家の熱意が薄れたため全く利用されていない林業用枝打機(事業費 1.041千円)
- (エ) 近隣に民間の施設が設置されたことによりほとんど利用されていないふれあい牧場(事業費 658 千円)
- (オ) 花き栽培が土地に適していないため使用されていない耐雪ハウス(事業費 619千円)
- ウ 農作業の受託をするために農業用機械を導入したものの、受託が進まず利用の目標が達成できていな い事例があるので、目標の達成に向けて努力する必要がある。
- エ 事業を継続するためには、設備等を更新していく必要があるが、使用料等の徴収に当たり、更新経費を考慮していない事例もあるので、更新を念頭に置いた使用料等の設定等を検討しておく必要がある。
- オ 施設、設備等の使用簿等が作成されていない事例があるので、管理や利用の状況を把握し、今後の活用の参考とするためにも、使用簿等を作成する必要がある。
- (3) 補助事業の効果測定について

補助事業の効果を測定するために、うるおいのある村づくり対策事業実施要領(平成5年4月1日付発 農政第99号鳥取県農林水産部長通知)に基づき、補助事業着手から5年間は達成状況報告書が提出される こととなっているが、抽象的な記述がされていたり、団体等ごとに記述方法が異なっており、客観的な評 価が困難と思われるものもある。県は、できるだけ客観的指標に基づいて効果を測定し、課題が明らかに なるよう、報告様式を工夫する必要がある。

(4) 補助事業の目的とする効果について

補助事業の実施を契機に、戸数が増加したり、新たな事業が展開されたり、地域活動について性別を問わず参加して話し合われるようになる等地域が活性化した事例もある。しかし、補助事業により施設、設備等を整備したものの、施設、設備等の整備のみで終わり、地域の活性化につながっていない事例並びに特産品及び加工品の製造の取組が遅れている事例もある。

整備した施設、設備等を有効活用し、地域を活性化していくためには、中心となる人材を育て、住民の意欲を持った主体的な取組を促すための県及び市町村による支援が必要である。

(5) 指導及び助言について

補助事業に関する計画の策定及び事業の実施における団体等に対する指導及び助言については、適宜実施されていることがうかがえるが、補助事業の完了後においても、県は、引き続き適切な指導及び助言に努める必要がある。

(6) その他

補助事業の完了後に間接補助事業者である団体等が解散し、地区の自治会に施設、設備等を承継している事例があるが、これらの事例は、補助金を受けるために当該団体等を便宜的に設立したものと思わざるを得ない。集落活性化計画を推進する責任体制を明確にして、集落の活性化に取り組む必要がある。

- 2 ふるさと農地保全組織育成支援事業
- (1) 施設、設備等の整備状況について

農作業を受託する組織として財団法人日野町農林振興公社(以下2において「公社」という。)が設立され、計画に添った農業機械が整備されていると認められる。

(2) 施設、設備等の活用状況について

トラクター及び田植機の利用状況は農作業受託計画で見込んでいた目標の80パーセント程度となっているが、コンバインは50パーセント程度と低調である。これは、地域の営農組織の活動が活性化することによって、見込んでいた公社への農作業の委託が少なかったこと、高齢化により耕作されない農地が増加したこと等が原因とされている。

しかし、地域の営農組織の活動の活性化、高齢化等に伴う委託需要の見通しは、計画策定段階で十分検討されるべきものである。

また、日野町内の他の営農組織に対して、同時期にうるおいのある村づくり対策事業により、トラクター、

田植機及びコンバインの整備に対する補助を行っており、このことが公社の受託に影響を与えているが、 このような事態は容易に予測できたものと思われる。

計画の策定に当たっては、このような状況を十分に考慮し、他事業との調整を図って過大な見通しとな らないような計画とすべきであった。

(3) 補助事業の効果測定について

ふるさと農地保全組織育成支援事業実施要領(平成7年7月4日付発農政第171号鳥取県農林水産部長 通知)の規定により、農作業の受託実施状況を中心に記載した事業実績報告書が提出されているが、耕作 の放棄を防止し、農地保全を図るという補助事業の効果を検証するためには、耕作放棄地の状況も把握で きる内容とすべきであった。

また、公社における事業は、平成9年度及び平成10年度において機械を整備し、その後農作業の受託事 業を行っているものであるが、平成11年度限りで県の補助制度が廃止されたためその後の事業の実施状況 の報告は求めないこととしている。県が補助事業の効果を検証するためには、補助制度が廃止されても補 助事業実施後5年間程度は報告を求めるような取扱いにすべきであった。

(4) 補助事業の目的とする効果について

補助事業の実施により、農家の機械購入経費が節約されるとともに、水田作業以外に大豆及びそばの受 託作業においても補助事業により購入された機械が利用される等、耕作放棄地の増加を抑制する一定の効 果はあったものと思われるが、日野町の耕作放棄地面積は、平成7年度は21.7ヘクタールであったが平成 12年度には30.6ヘクタールに増加している状況にある。

耕作の放棄を防止し、農地を保全していくためには、公社による農作業の受託をより一層進める必要が あるので、稲と作業時期が異なる作物の受託についても推進する等年間を通じて継続して作業ができるよ う努めるとともに、必要な作業員の確保等にも努める必要がある。

(5) その他

補助事業により導入された機械を耐用年数が経過する前に処分することについては、補助金の交付条件 において、事前に知事の承認が必要とされているが、故障したコンバインが適正な手続を経ないで処分さ れていた事例があった。

補助事業により導入された機械について、適切な財産管理に努めさせるとともに補助条件を遵守するよ う指導を徹底する必要がある。

3 就農基盤整備事業

(1) 施設、設備等の整備状況について

補助事業により設置された施設、設備等は、新規就農者に対し、その就農時に貸付けが行われている。 しかし、貸付けを行っている一部の設備等において就農基盤整備事業費補助金交付要綱(平成11年経指 第946号鳥取県農林水産部長通知)の規定に基づく事業実施年度及び間接補助事業名の表示等がなされて いないため、補助事業により導入された機械とそれ以外の機械とが判別しがたい事例があったので、県は、 同要綱に基づく補助金の交付条件を遵守するよう指導する必要がある。

(2) 施設、設備等の活用状況について

補助事業により導入された施設、設備等は、新規就農者に貸し付けられて、花壇苗、葉たばこ及びトマ トの生産等に活用されていると認められる。

(3) 補助事業の効果測定について

就農基盤整備事業実施要領(平成11年3月31日付経指第946号鳥取県農林水産部長通知)に基づき、就 農者に対して、補助事業の実施前においては3年間の営農計画の策定を、また、補助事業の実施後5年間 においては営農報告を求めているが、営農計画は施設、設備等の整備と資金調達に関することが中心で、 営農報告に十分対応した内容となっていない。

鳥取県就農促進方針(平成7年4月鳥取県策定)に定める就農時の農業経営の目標水準を着実に達成す るため、県は、営農計画に、営農報告の内容を検証できる程度の内容が定めていることを前提として、当 該報告と対比することにより問題の所在を明確にし、その対応について指導していく必要があるので、営 農計画の内容を改善することについて検討する必要がある。

(4) 補助事業の目的とする効果について

補助事業の達成すべき目標は、営農開始からおおむね5年後において、新規就農者の農業所得が、他産業の初任給並みの所得水準(おおむね300万円以上)となることとしている。しかし、新規就農者の中には、農産物の市場価格の低迷、病害発生等による収獲量の不足により所得の向上に結びついていない者もある。

このため、県は、農業協同組合、市町村等の関係機関と一層連携を密にし、農業所得の向上に向けて、 栽培管理等の技術指導及び生産経費の抑制、資金計画の見直し等の経営指導に努める必要がある。

(5) その他

平成8年度に補助事業により整備されたトラクター等が、間接補助事業の対象者である新規就農者の離農により、利用されず間接補助事業者である農業協同組合の倉庫に保管されたままの事例があるが、平成13年度から間接補助事業者が個人にまで拡大されていることを考慮すれば、県は、間接補助事業者及び間接補助事業の対象者が営農を継続することが不可能となった場合における補助事業により導入された施設、設備等の取扱いを明確にしておく必要がある。

4 漁業関連施設整備事業

(1) 施設、設備等の整備状況について

県東部地区にあった 5 つの漁業協同組合の合併及び鳥取港賀露地区から鳥取港西浜地区への漁港施設の移転に伴って整備された水産物荷さばき施設、卸売施設、設備等については、沿岸漁業活性化構造改善事業、水産物流通加工基盤強化対策事業及び沖合漁業基盤強化対策事業が効果的に組み合わされて計画が策定され、整備されていると認められる。

(2) 施設、設備等の活用状況について

鳥取港西浜地区に整備された水産物荷さばき施設、卸売施設、沖合作業場等の施設、設備等は、おおむ ね有効に利用されていると認められる。

(3) 補助事業の効果測定について

沿岸漁業活性化構造改善事業及び水産物流通加工基盤強化対策事業で整備した施設の利用状況については、それぞれ沿岸漁業漁村振興構造改善事業等で設置した施設等の管理運営等について(平成12年12水推第228号水産庁長官通達)及び水産物流通対策事業等で設置した施設の管理運営等について(昭和58年58水漁第1391号水産庁長官通達)に基づき、毎年報告されている。

しかし、県は、県単独の補助事業である沖合漁業基盤強化対策事業で整備した施設の利用状況について は報告を求めていないので、補助事業実施後5年間程度は利用状況等の報告を求めるようにする必要があ る。

(4) 補助事業の目的とする効果について

鳥取港西浜地区に各種施設を整備したことにより、県東部地区にあった 5 つの漁業協同組合の合併及び水産物の卸売施設の統合が円滑に実施され、背後地には加工販売施設が出店する等鳥取港周辺地域が活性化しつつあるところである。

しかし、現在、荷揚げ作業及び仕分け作業については従前どおり各漁港で行われ、鳥取港西浜地区に陸送されているため、統合の効果が十分に発揮されているとはいい切れない。また、今後水揚げ量の減少、高齢化等が進めば、陸送経費の負担、荷揚げ作業及び仕分け作業の人手不足等により、統合の効果が維持できるのか危ぐされるところであるので、その対応策について検討しておく必要がある。

5 並型魚礁設置事業

(1) 施設の整備状況について

魚礁は、施設を設置する市町村と関係する漁業協同組合との協議により設置位置が定められ、計画どおり設置されていることを書面で確認した。

(2) 施設の活用状況について

沿岸海域に設置された魚礁は、沿岸漁業者の漁場としてヒラメ、タイ、ハマチ等を対象にした刺網漁業、 つり漁業、小型底びき網漁業等行うために、利用されていると認められる。

(3) 補助事業の効果測定について

水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付12水港第4541号水産庁長官通 知)により、補助事業により設置された魚礁を利用している沿岸漁業者数及び漁獲量が把握されている。

(4) 補助事業の目的とする効果について

平成13年度のヒラメ、ハマチ及びタイの漁獲量を、魚礁設置前に予測された魚礁設置後のヒラメ、ハマチ 及びタイの漁獲量と比較すると、米子地区、岩美地区及び青谷地区の3地区すべてにおいて、魚礁設置後 のヒラメ、ハマチ及びタイの漁獲量が予測を下回っており、漁獲量の面では効果が現れているとはいえない。

第4 対象事業の概要等

1 うるおいのある村づくり対策事業

中山間地域において集落の創意及び工夫並びに徹底した話合いにより集落活性化計画を策定し、その計画 に基づき、モデル的に農業及び林業を一体的に振興するとともに、生活環境等を総合的に整備し、中山間地 域集落の活性化及び当該集落への定住を促進する事業である。

(1) 鳥取市砂見地区

| 対象機関 | 企画振興課、鳥取地方農林振興局 |
|----------|---|
| 事業年度 | 平成 9 年度から平成11年度まで |
| 補助事業者 | 鳥取市 |
| 間接補助事業者 | - |
| 補助対象事業費 | 50,000千円(うち県補助金額 20,000千円) |
| 補助の目的 | 中砂見活性化施設、特産品の加工施設、わったい市(農産物の直売を行う催し)の活動施設等を整備し、これらの施設を拠点として、地区住民が一体となって地区内で生産される桃、柿、梨等を地域内外に広めるとともに、桃ジュース、桃ジャム、梨あめ等の特産品作りに取り組んでいく。また、あいがもを米の栽培に用いることで、環境に配慮した農業を推進し、地域の啓発を行うとともに、小学生等が農業になじみやすい環境を作る。さらに、地区内の独居老人世帯に属する者が清潔な布団で快適に生活できるようにするため、布団洗濯機及び乾燥機を整備する。 |
| 主な事業内容 | 1 集落活性化促進事業 集落活性化計画の策定 2 農林業生産基盤整備事業 あいがも農場、加工機械器具及びわったい市の活動施設の整備 3 生活環境整備事業 布団洗濯機及び乾燥機の整備 |
| 現状及び課題 | 1 わったい市は、日曜日に開催される地域農産物及び加工品の直売に利用され、都市住民とのふれあいや生産者の意欲の向上につながっているが、競合する農産物の直売施設が近隣市街地に整備されたこと等により、販売額が低下している。 2 缶詰加工、菓子製造、みそ加工等について6種類の営業許可を取得して、地域の産物を積極的に活用した加工品を製造している。また、特産物及び加工品を全国に受注販売しているが、その数量は、年々増加しており、整備した加工機械等は十分有効に活用されている。 3 布団洗濯機は、水の使用量が多いため地区の水道貯水量との関係で、平成17年に簡易水道が整備されるまでは利用が制限されており、これと一体的に利用される乾燥機とともにあまり利用されていない状況である。 4 あいがも農場は、あいがもの飼育に手間がかかる等の理由で平成13年から中止され、普通の水田としてしか耕作されていない。 |
| 改善すべき事項等 | 1 わったい市の施設は、日曜日に開催される地域農産物等の直売会に計画どおり利用されているが、販売額が年々低下しており、その対応策を検討する必要がある。 |

- 2 あいがも農場(事業費 19,233千円)については、全体事業費の約40パ-セントを投じて個人のほ場を整備したものであるが、事業を計画するに当たってその規模及び内容が十分精査されたのか疑問が残る。
- **3** あいがも農場については、当初の目的の一つである小学生の体験農場としての活用についても検討する必要がある。
- **4** 布団洗濯機及び乾燥機(事業費 2,863千円)は、当初計画どおりに利用されておらず、計画策定に当たり、利用の可能性を十分に検討すべきであったと思われる。

(2) 鹿野町鬼入道地区

| 対 象 機 関 | 企画振興課、鳥取地方農林振興局 |
|----------|--|
| 事業年度 | 平成 9年度から平成11年度まで |
| 補助事業者 | 鹿野町 |
| 間接補助事業者 | 鬼入道村づくり推進委員会 |
| 補助対象事業費 | 26,500千円 (うち県補助金額 13,250千円) |
| 補助の目的 | 若者が誇りを持って住むことのできる魅力及び活力のある村づくりのため、都市交流施設を整備し、トライアル競技(複雑な自然地形の中に設定されたコースを、自動二輪車又は自転車で走行する競技)を通じて都市住民との交流を図るとともに、集落の特産品作りとしてぎんなん、梅及びうどの栽培を推進し、これらを活用した加工品の開発を図る。 |
| 主な事業内容 | 集落活性化促進事業 集落活性化計画の策定 農林業生産基盤整備事業 特産品苗木(ぎんなん、梅及びうど)の導入及びイノシシ捕獲柵の設置 生活環境整備事業 都市農村交流センター、農村公園及びグラウンドゴルフ用具の整備並びに集落有 線放送設備の改善 |
| 現状及び課題 | 特産品加工については、そうざい製造業の営業許可を取得して、町の催しにも出品するようになったが、本格的な製品化のための検討が続いている。 都市農村交流センターは、トライアル競技参加者との交流会に利用され、また、有志によるグリーンツーリズム(都市生活者が農村で滞在型の余暇を過ごす旅行形態)を支援する組織が結成され、平成13年から京阪神地区に住む若者を対象に田舎生活体験を集落で受け入れるために利用される等、都市農村交流センターを拠点とした都市住民との交流活動が活性化しつつある。 若者の集落定住の気運は高まっているが、就労は鳥取市を中心とした近隣市町村が多く、利便性の問題等から、今後とも定住に向けた模索が続くものと思われる。 |
| 改善すべき事項等 | 1 特産品及び加工品の生産販売については、徐々に取組はなされているが、本格的な製品化には至っていないため、製造加工組織の構築等により、今後一層取組の充実が望まれる。2 補助事業の目的と事業内容が一致していないものがあるので、集落活性化計画の認定に当たって県は、十分な精査を行うべきであった。 |

(3) 若桜町吉川地区

| 対 象 機 関 | 企画振興課、八頭地方農林振興局 |
|---------|---|
| 事 業 年 度 | 平成8年度から平成10年度まで |
| 補助事業者 | 若桜町 |
| 間接補助事業者 | 村づくり吉川推進会議 |
| 補助対象事業費 | 34,699千円(うち県補助金額 17,348千円) |
| 補助の目的 | 集落の催しを国際交流を含めた一大催事(「わ」の郷フェスティバルinよしかわ)に結集し、地区外との交流を深めることにより集落の活性化を図る。また、特産品の発掘及び国際交流を進めるため、加工研修及び国際交流の場となる若杉の館を整備する。さらに、特産品の振興のために農林産物(くん製及び山菜加工品)伝統工芸品 |

| | (わら細工及び竹細工)に加え、新たに民芸調の装飾品等の開発を行い、催事に参加する客、氷ノ山のスキー客等を対象として販売する。 |
|----------|--|
| 主な事業内容 | 集落活性化促進事業 集落活性化計画の策定 農林業生産基盤整備事業 若杉の館、食品加工機械、林業用枝打機及び小温室の整備 生活環境整備事業 有線放送設備、外灯、除雪機格納庫、用具保管庫、放送機器、テント及び祭用具 (浴衣及びのぼり)の整備 |
| 現状及び課題 | 1 補助事業により整備された施設、設備等の管理については、平成11年11月に吉川地区の自治会が村づくり吉川推進会議から引き継いで行っている。 2 林業用枝打機は、林業農家の熱意が薄れたために全く利用されず倉庫に保管されている。 3 浴衣は個人に配布されており、共同利用ができるような管理がなされていない。 4 若杉の館を活動拠点として、吉川ワイワイクラブ等の団体活動が活発になる等一定の効果は認められるが、老人会の活動拠点が他の施設に移ったこと等により、若杉の館の利用状況は目標人数の50パ・セント程度と低調である。 5 食品加工機械は、催しで販売される山菜加工品作りに使用されているが、利用状況は目標の70パ・セント程度となっている。 |
| 改善すべき事項等 | 1 林業用枝打機(事業費 1,041千円)は、林業農家の熱意が薄れたために全く利用されていないので、導入計画の策定に当たり、集落の合意形成を十分行う必要があった。 2 浴衣は個人で管理されているが、共同利用すべきであり、県及び補助事業者は、これを集中管理するよう指導する必要がある。 3 若杉の館及び食品加工機械の利用状況は、当初目標に比べて低いので、今後の利用方策を検討し、利用率の向上を図る必要がある。 4 村づくり吉川推進会議は、補助事業が終了し、県の検査を経た後半年で解散しており、当該団体は補助金を受けるために便宜的に作られたものと思わざるを得ない。集落活性化計画を推進する責任体制を明確にして、集落の活性化に取り組む必要がある。 |

(4) 智頭町早野地区

| 対 象 機 関 | 企画振興課、八頭地方農林振興局 |
|----------|---|
| 事 業 年 度 | 平成 9 年度から平成11年度まで |
| 補助事業者 | 智頭町 |
| 間接補助事業者 | いきいき早野むら |
| 補助対象事業費 | 50,007千円(うち県補助金額 20,000千円) |
| 補助の目的 | 早野集落の活性化及び老後も安心して暮らせる村づくりを促進するために、集落の 将来を見通した計画に基づき、高齢者福祉対策を充実させるとともに、農林業の生産 基盤を確立し、自然を大切にする豊かで魅力のある村の形成に資する。 |
| 主な事業内容 | 集落活性化促進事業 集落活性化計画の策定 農林業生産基盤整備事業 林業用機械の整備 生活環境整備事業 交流会館、除雪機、山村森林公園、木工用道具、冷蔵庫、バスケットゴール及び 卓球台の整備 |
| 現状及び課題 | 2 交流会館は、高齢者給食サービス(年4回の高齢者と地区住民との会食) 草木 染め、料理教室、豆腐作り、みそ作り等に有効に利用され、また、それらの活動に より女性の間に交流が生まれた。 2 林業用機械の導入により、集落全員でのしいたけ栽培等の作業が可能となった。 3 林業用機械等の使用簿等は作成されていない。 |
| 改善すべき事項等 | 林業用機械等の管理及び利用の状況を把握するために、使用簿等を作成する必要が ある。 |

(5) 三朝町小河内地区

| 対象機関 | 企画振興課、中部県民局 |
|----------|--|
| 事業年度 | 平成8年度から平成10年度まで |
| 補助事業者 | 三朝町 |
| 間接補助事業者 | 小河内活性化協議会 |
| 補助対象事業費 | 49,999千円 (うち県補助金額 24,998千円) |
| 補助の目的 | 子供たちを中心とした交流活動事業を実施し、集落共同体としての相互協力体制と郷土愛を育むという考え方を基本に、21世紀に羽ばたく村づくり及び人づくりに取組む。 子育ての拠点としてガキ大将の館を建設し、子供の触れ合い活動、共同作業、情操教育等に取り組むことにより、地域の明日を担うたくましい後継者を育成する。 また、若者の農林業への視点を新鮮で安全な農産物により健康で楽しく暮らすことに向け、生産活動の面白さ及び農林業の必要性を体験させることにより、農村の豊かな資源についての認識を深める。 |
| 主な事業内容 | 1 集落活性化促進事業 集落活性化計画の策定 2 農林業生産基盤整備事業 農機格納庫、コンバイン、田植機、トラクター及びビニールハウスの整備 3 生活環境整備事業 ゴミ置き場、郷土料理加工施設及び機器並びにガキ大将の館(もみすり精米室併設)の整備 |
| 現状及び課題 | 1 ガキ大将の館の使用簿等が作成されていない。 2 ガキ大将の館でのふれあい活動及び各種催しへの取組により、世代の垣根がなくなり、また、女性が豆腐作り、みそ作り等の活動により、集落内の行事に積極的に参加するようになった。 3 小河内ファームの設立により、若者の農業への関心が高まり、コンバイン等の農業用機械は集落内の農作業受託等に利用されている。また、機械の更新経費を考慮した受託料を徴収している。 |
| 改善すべき事項等 | 施設の管理及び利用の状況を把握し、今後の活用の参考とするために、使用簿等を 作成する必要がある。 |

(6) 日南町笠木地区

| 対 象 機 関 | 企画振興課、日野総合事務所(県民局) |
|---------|---|
| 事 業 年 度 | 平成8年度から平成10年度まで |
| 補助事業者 | 日南町 |
| 間接補助事業者 | 笠木村づくり協議会 |
| 補助対象事業費 | 50,000千円(うち県補助金額 25,000千円) |
| 補助の目的 | 県内でも有数の集落営農の先進地として、地域農業を地域で守り育てるため、水稲 の育苗から精米まで一貫した受託ができるよう機械整備を図る。また、都市住民との 有機米の契約栽培の取組を進め、試験栽培田を提供し、農業体験を通じて消費者との 顔の見える交流を行う。 |
| 主な事業内容 | 1 集落活性化促進事業 集落活性化計画の策定 2 農林業生産基盤整備事業 コンバイン、は種機、ねぎ根・葉切り機、米袋詰め機、大豆用コンバイン、計量 器、石抜機、保冷庫、トラクター、田植機、管理機、あぜぬり機、精米機及び粉砕機の整備 3 生活環境整備事業 交流テント、巨大な樹木への電気装飾、盆踊り用具、街灯、除雪機及び秋みこしの整備並びに農道舗装 |
| 現状及び課題 | 1 補助事業により整備された施設、設備等の管理については、平成12年1月に笠木 地区の自治会が笠木村づくり協議会から引き継いで行っている。 |

| | 2 米、大豆及び白ねぎの共同作業が補助事業により導入された機械により行われ、 各機械が有効に利用されている。3 農作業の受託料は、町農業委員会及び農業協同組合の単価より800円から1,000円 程度安く設定してあり、機械の更新経費を考慮していない。4 地区の戸数は、農業に取り組むため都市部から移住してきた者等により増加している。 | |
|----------|--|--|
| 改善すべき事項等 | 1 計画時に機械利用の達成目標数値が設定されていないが、効果を検証するために達成目標数値を設定する必要があった。 2 農作業の受託料には、各機械の更新経費は含まれていないため、更新経費の調達方法について検討しておく必要がある。 3 笠木村づくり協議会は、補助事業が終了し、県の検査を経た後8か月で解散しており、当該団体は補助金を受けるために便宜的に作られたものと思わざるを得ない。集落活性化計画を推進する責任体制を明確にして、集落の活性化に取り組む必要がある。 | |

(7) 日野町久住地区

| 対 象 機 関 | 企画振興課、日野総合事務所(県民局) |
|----------|--|
| 事業年度 | 平成8年度から平成10年度まで |
| 補助事業者 | 日野町 |
| 間接補助事業者 | 久住農産物共同生産組合 |
| 補助対象事業費 | 50,005千円(うち県補助金額 25,000千円) |
| 補助の目的 | 専業農家が兼業化するとともに高齢化により、耕作の放棄が見込まれる水田、畑等を有効に利用して、作物の生産拡大を図りつつ、付加価値を付けるために加工し、地区の特産品化を目指す。 また、地域内で一貫した米づくりのできる機械体制の整備を行うこととし、労力の軽減、生産性の向上、農林地の荒廃防止等を図りつつ、活力及びうるおいのある集落づくりを行う。 |
| 主な事業内容 | 1 集落活性化促進事業 集落活性化計画の策定 2 農林業生産基盤整備事業 農産物加工兼農機具保管施設、乾燥機、もみすり機、コンバイン、計量器、精米 機、トラクター、田植機、耐雪ハウス、フォークリフト及び食品加工機器の整備 3 生活環境整備事業 鍋、こんろ、きね及びせいろうの整備 |
| 現状及び課題 | 1 トラクター、田植機及びコンバインが導入されたことにより、稲作の機械化と一貫作業体制が整備されたが、田植機及びコンバインの利用状況は達成目標の60パ・セント程度、トラクターは30パ・セント程度となっている。 2 加工施設は、こんにゃく作り、豆腐作り、みそ作り等に冬の間利用されているが、年間を通じては利用されていない。 3 耐雪ハウスについては、計画していたリンドウ等の花き栽培が土地に適していないため、現在使用されていない。 4 当該生産組合は、地区戸数24戸のうち6戸で構成された組合であること及び農作業受託が進まないことから、トラクター等はほとんどが組合員のみが利用している。 5 組合員が少ないため、現在の借入れを償還するのが精一杯で、設備等の更新経費の積立ては行われていない。 |
| 改善すべき事項等 | 1 補助事業の目標が達成されていないのは、集落全体の合意形成がなされていなかったためと思われる。県は、計画認定に当たっては、集落全体の合意形成が図られ、かつ、実現可能な計画となっているかを精査し、指導する必要があった。 2 耐雪ハウス(事業費 619千円)については、現在使用されていないので、他の作物の栽培に利用する等の検討が必要である。 3 補助事業により整備された農作業の体制を維持するためには、農業用機械の耐用年数を考慮し、更新経費の調達方法について検討しておく必要がある。 |

(8) 江府町美用地区

| 対 象 機 関 | 企画振興課、日野総合事務所(県民局) |
|----------|--|
| 事 業 年 度 | 平成8年度から平成10年度まで |
| 補助事業者 | 江府町 |
| 間接補助事業者 | - |
| 補助対象事業費 | 50,100千円(うち県補助金額 25,000千円) |
| 補助の目的 | 都市農村交流施設を整備し、集落で作った加工品等を用いて都市部との交流会を行う。併せて、地区の特産品であるトマトを主体とした様々な加工品作りに取り組むための加工施設を都市農村交流施設内に整備する。 また、生産組織を組織するとともに、農作業の受託に必要な機械導入を図り及びその保管庫を整備して集落営農に取り組む。 |
| 主な事業内容 | 1 集落活性化促進事業 集落活性化計画の策定 2 農林業生産基盤整備事業 機械保管庫兼作業場、コンバイン及び豆すり機の整備 3 生活環境整備事業 都市農村交流施設及びふれあい牧場の整備 |
| 現状及び課題 | 1 子供会、老人会等地区住民の集まる場所ができ、女性が地区の話合いに参加するようになり、地区住民相互の交流も深まり、地区が活性化した。 2 加工室は、地区の特産品であるトマトを使ったケチャップ、ジャム等の加工品作りに有効に利用されている。 3 コンバインは、3名の作業員が交代で作業を行っているが、利用状況は、達成目標の50パ - セント程度となっている。 4 ふれあい牧場は、導入後近隣に民間の施設が設置されたことにより、ほとんど利用されていない。 |
| 改善すべき事項等 | 1 コンバインの利用は、年々増加してきているが、達成目標と比較して大幅に少ないので、一層の利用促進を図る必要がある。 2 ふれあい牧場(事業費 658千円)は、本来の利用目的である都市部の住民との交流、催事の開催等有効な活用方法を検討する必要がある。 |

(9) 溝口町岩立地区

| 対 象 機 関 | 企画振興課、日野総合事務所(県民局) |
|----------|--|
| 事 業 年 度 | 平成8年度から平成10年度まで |
| 補助事業者 | 溝口町 |
| 間接補助事業者 | 岩立うるおいのある村づくり推進協議会 |
| 補助対象事業費 | 50,000千円(うち県補助金額 25,000千円) |
| 補助の目的 | 若者にとって住みやすく魅力及び活力のある次世代につながる村づくりを行うため、 交流施設を整備し、春の山菜取り、夏の盆踊り、秋の祭、冬のスキー指導等により、 都市部の住民との交流を深める。また、地域の農産物及び自生する野草を利用した特 産品の研究を行う。 |
| 主な事業内容 | 集落活性化促進事業 集落活性化計画の策定 農林業生産基盤整備事業 農産物直売施設周辺整備、精米機及びもちつき機の整備 生活環境整備事業 岩立交流館及び調理加工施設の整備 |
| 現状及び課題 | 1 岩立交流館は、老人会等の地区の集会等によく利用されているが、都市部の住民との交流拠点としての利用は極めて少ない。2 調理加工施設については、集落を宣伝するため、町の催し等で配るもちをついているが、特産品加工施設としての利用は十分とはいえない。 |
| 改善すべき事項等 | 岩立交流館は、当初目的である都市部の住民との交流に利用されないで、ほとんど |

が地区の集会等の利用となっており、交流施設としての利用を一層促進するよう努力 する必要がある。

2 ふるさと農地保全組織育成支援事業

当面耕作者のいない農地の作業受託を行う第3セクター等の設立を促進するとともに、その運営の円滑化 を図り、市町村における農地保全体制の確立を図る事業である。

| 対 象 機 関 | 農政課、日野総合事務所(農林局) |
|----------|---|
| 事 業 年 度 | 平成 9年度から平成11年度まで |
| 補助事業者 | 日野町 |
| 間接補助事業者 | 財団法人日野町農林振興公社 |
| 補助対象事業費 | 43,142千円 (うち県補助金額 21,571千円) |
| 補助の目的 | 農地保全を目的として設立した農作業を受託する組織である財団法人日野町農林振興公社に機械を整備し、地域内農地の保全及び農家の経営の安定化を図る。 また、地域の農作業の担い手集団づくり等、農業後継者の育成を図ることにより、 地域農業の振興及び活力ある地域社会の実現に寄与する。 |
| 主な事業内容 | 1 機械整備コンバイン、トラクター、田植機及びロンバックの整備2 農作業受託 |
| 現状及び課題 | 1 トラクター及び田植機による耕起、代かき及び田植えの作業受託面積は、農作業受託計画で見込んでいた達成目標の80パ・セント程度となっているが、コンバインによる刈取り作業の受託面積は、農作業受託計画で見込んでいた達成目標の50パ・セント程度と低調である。 2 日野町内の他の営農組織に対して、同時期にうるおいのある村づくり対策事業により、トラクター、田植機及びコンバインの整備に対する補助を行っており、このことが財団法人日野町農林振興公社の受託に影響を与えている。 3 耐用年数を経過していないコンバイン1台が平成14年8月に破損して修理不能となったが、補助金の交付条件に基づく知事の承認を得ないまま処分され、同一機能のコンバインに買い換えられていた。 |
| 改善すべき事項等 | コンバインの利用が低調なのは、地域の営農組織の活動が活性化することによって、見込んでいた財団法人日野町農林振興公社への農作業の委託が少なかったこと、高齢化により耕作されない農地が増加したこと等が原因とされているが、これらは計画策定段階で十分検討されるべきものである。 耐用年数を経過していないコンバイン1台が、適正な手続を経ないで処分されていたので、今後県は、適切な財産管理に努めさせるとともに補助条件を遵守するよう指導を徹底する必要がある。 財団法人日野町農林振興公社による農作業受託を一層進めるため、稲と作業時期の異なる作物の作業受託を推進するとともに、作業員の確保にも努める必要がある。 |

3 就農基盤整備事業

安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の新規就農を促進するため、新規就農者を対象と して、農業協同組合が就農時に必要な施設、設備等を整備して有償で貸与し、貸与期間終了後、譲渡する事 業である。

(1) 倉吉市

| 対 象 機 関 | 経営支援課、倉吉地方農林振興局 |
|---------|--------------------------|
| 事 業 年 度 | 平成11年度 |
| 補助事業者 | 倉吉市 |
| 間接補助事業者 | 鳥取中央農業協同組合 |
| 補助対象事業費 | 9,305千円(うち県補助金額 4,652千円) |

| 1 | |
|----------|--|
| 補助の目的 | 花壇苗の生産に必要な機械等を整備し、貸し付ける。 |
| 主な事業内容 | かん水施設、は種機、栽培棚及び作業場の整備 |
| 現状及び課題 | 1 補助事業により整備された設備等は営農計画どおり花壇苗の生産に利用されている。2 農業所得目標を目指して就農者の営農は継続されているが、生産物の市場価格が低迷し、目標に達していない。3 出荷先は大部分が県外である。 |
| 改善すべき事項等 | 補助事業により整備された設備等は、農業生産に有効に利用されていると認められるが、農業所得が低迷しているため、今後とも県は、他の関係機関と連携し、農業所得の向上に向けてなお一層生産技術及び経営方法の指導に努める必要がある。 |

(2) 北条町

| 対 象 機 関 | 経営支援課、倉吉地方農林振興局 |
|----------|--|
| 事 業 年 度 | 平成11年度及び平成12年度 |
| 補助事業者 | 北条町 |
| 間接補助事業者 | 鳥取中央農業協同組合 |
| 補助対象事業費 | 10,011千円(うち県補助金額 3,337千円) |
| 補助の目的 | 葉たばこの生産に必要な設備等を整備し、貸し付ける。 |
| 主な事業内容 | 葉たばこ乾燥機、運搬車、葉たばこ管理車、トラクター及び肥料散布機の整備 |
| 現状及び課題 | 1 補助事業により整備された設備等は、営農計画どおり葉たばこの生産に利用されている。2 農業所得は順調に伸びており、就農者の営農は継続されている。3 導入された設備等に、事業実施年度及び間接補助事業名の表示等がなされていないものがあった。 |
| 改善すべき事項等 | 1 農業所得は就農時から順調に増加して目標に近づいており、補助事業により整備された設備等も有効に利用されている。2 補助事業により整備された設備等に事業実施年度及び間接補助事業名の表示等がなされていないものがあるので、県は、補助金の交付条件を遵守するよう指導する必要がある。 |

(3) 名和町

| 対 象 機 関 | 経営支援課、米子地方農林振興局 |
|----------|---|
| 事 業 年 度 | 平成11年度及び平成12年度 |
| 補助事業者 | 名和町 |
| 間接補助事業者 | 鳥取西部農業協同組合 |
| 補助対象事業費 | 6,117千円(うち県補助金額 2,038千円) |
| 補助の目的 | 花壇苗の生産に必要な設備等を整備し、貸し付ける。 |
| 主な事業内容 | は種機及びビニールハウスの整備 |
| 現状及び課題 | 1 補助事業により整備された設備等は、営農計画どおり花壇苗の生産に利用されている。2 就農者の健康上の理由で一時的に赤字になった年もあるが、農業所得も順調に伸びており、現在も就農者の営農は継続されている。3 販売先が固定していて、経営が安定している。 |
| 改善すべき事項等 | 農業所得は就農時から順調に増加しており、補助事業による設備等も有効に利用されている。 |

(4) 日南町

| 対 象 機 関 | 経営支援課、日野総合事務所(農林局) |
|----------|---|
| 事 業 年 度 | 平成11年度 |
| 補助事業者 | 日南町 |
| 間接補助事業者 | 鳥取西部農業協同組合 |
| 補助対象事業費 | 561千円(うち県補助金額 280千円) |
| 補助の目的 | トマトの生産に必要な機械を整備し、貸し付ける。 |
| 主な事業内容 | 動噴器及び管理機の整備 |
| 現状及び課題 | 1 補助事業により整備された機械は、営農計画どおりトマトの生産に利用されている。2 農業所得目標を目指して就農者の営農は継続されているが、生産物の病害発生による収量不足により所得の向上に結びついていない。 |
| 改善すべき事項等 | 補助事業により整備された機械は、農業生産に有効に利用されていると認められるが、農業所得が低迷しているため、今後とも県は、他の関係機関と連携し、農業所得の向上に向けてなお一層生産技術及び経営方法の指導に努める必要がある。 |

4 漁業関連施設整備事業

(1) 沿岸漁業活性化構造改善事業

漁業協同組合等が実施する水産物流通業務の改善及び効率化を図る施設の建設に対し補助することによ り、漁業経営の効率化及び沿岸漁業の活性化を図る事業である。

| 対 象 機 関 | 空港港湾課 |
|----------|---|
| 事 業 年 度 | 平成 9 年度及び平成10年度 |
| 補助事業者 | 鳥取市 |
| 間接補助事業者 | 賀露漁業協同組合(平成9年度) 鳥取中央漁業協同組合(平成10年度) |
| 補助対象事業費 | 442,375千円(うち県補助金額(国庫補助相当額を除く。) 44,121千円) |
| 補助の目的 | 鳥取港賀露地区から鳥取港西浜地区への漁港地区の移転に伴って賀露地区の沿岸漁業者の荷さばき施設を整備するとともに、平成10年4月の漁業協同組合の合併に伴って卸売施設の統合を円滑に進めるため、酒津、浜村、夏泊及び青谷の各地区から賀露地区への出荷体制を整える。 |
| 主な事業内容 | 1.賀露地区の沿岸漁業者のための水産物荷さばき施設の整備2.酒津、浜村、夏泊及び青谷の各地区の沿岸漁業者のための水産物荷さばき施設、 洗浄用ポンプ、活魚飼育用空気ポンプ、水槽、冷却機、活魚水槽及び冷蔵保管庫の 整備。 |
| 現状及び課題 | 1 平成13年度における各施設の利用計画に対する利用率は、水産物荷さばき施設については約90パ - セント、活魚水槽については約80パ - セント、冷蔵保管庫については約90パ - セントとなっており、おおむね有効に利用されている。 2 卸売施設の統合により、まとまった取扱量となり、仲買人数も平成11年 5 月の13人から平成11年 6 月には22人に増加したが、魚の価格は低迷している。 |
| 改善すべき事項等 | 1 補助事業により整備された水産物荷さばき施設等は、利用計画どおり有効に活用されている。2 現状において、荷揚げ作業及び仕分け作業は、従前どおり各漁港で行われ、鳥取港西浜地区に陸送されているため、統合の効果が十分に発揮されているとはいい切れない。 |

(2) 水産物流通加工基盤強化対策事業

鳥取港の西浜地区に新たな水産物産地流通拠点を整備する事業である。

| 対 象 機 関 | 空港港湾課 |
|----------|---|
| 事 業 年 度 | 平成 9 年度及び平成10年度 |
| 補助事業者 | 鳥取市 |
| 間接補助事業者 | 賀露漁業協同組合(平成9年度) 鳥取中央漁業協同組合(平成10年度) |
| 補助対象事業費 | 797,462千円(うち県補助金額(国庫補助相当額を除く。) 79,200千円) |
| 補助の目的 | 沖合底びき網漁業の流通基盤を強化するため、鳥取港西浜地区に新たな水産物産地 流通拠点を整備する。 |
| 主な事業内容 | 資材保管施設、卸売施設物、貯氷施設及び総合管理施設の整備 |
| 現状及び課題 | 平成13年度における各施設の利用計画に対する利用率は、資材保管施設については約90パ - セント、卸売施設については約80パ - セント、貯氷施設の貯氷庫については約70パ - セント、貯氷施設の冷蔵庫については約210パ - セント、総合管理施設については約90パ - セントとなっており、おおむね有効に利用されている。 |
| 改善すべき事項等 | 補助事業により整備された資材保管施設、卸売施設等の施設は、利用計画どおり有効に活用されている。 |

(3) 沖合漁業基盤強化対策事業

沖合底びき網漁業の生産基盤の強化及び県東部地区の5つの漁業協同組合の合併の促進を図るため、沖 合作業場を整備する事業である。

| 対 象 機 関 | 空港港湾課 |
|----------|--|
| 事 業 年 度 | 平成10年度 |
| 補助事業者 | 鳥取市 |
| 間接補助事業者 | 鳥取中央漁業協同組合 |
| 補助対象事業費 | 338,300千円 (うち県補助金額 67,660千円) |
| 補助の目的 | 沖合漁業の生産力の基盤強化等を図るため、鳥取港西浜地区に沖合作業場を整備する。 |
| 主な事業内容 | 沖合作業場の整備 |
| 現状及び課題 | 1 平成13年度における沖合作業場の利用計画に対する利用率は100パ・セントであり、有効に利用されている。2 他の漁業関連施設整備事業は、補助事業者等に対して施設の利用状況等の報告を求めているが、県単独の補助事業である当該事業については、県は報告を求めていない。 |
| 改善すべき事項等 | 1 補助事業により整備された沖合作業場は、利用計画どおり有効に活用されている。2 施設が有効利用されているか否かを検証するために、県は、補助事業実施後5年間程度は利用状況の報告を求める必要がある。 |

5 並型魚礁設置事業

沿岸海域に生産性の高い魚礁漁場を造成し、漁船漁業の生産量の増大を図る事業である。

(1) 米子市

| - | |
|---------|--|
| 対 象 機 関 | 空港港湾課 |
| 事 業 年 度 | 平成10年度 |
| 補助事業者 | 米子市 |
| 間接補助事業者 | - |
| 補助対象事業費 | 22,200千円(うち県補助金額(国庫補助相当額を除く。) 7,400千円) |
| 補助の目的 | ヒラメ、タイ、ハマチ等の水産資源の安定的な漁獲量を確保し、市場への供給量を 確保するため、生産性の低い砂浜海域等に魚礁を設置する。 |

| 主な事業内容 | コンクリート製魚礁の設置 |
|----------|---|
| 現状及び課題 | 1 平成13年度においては、123戸の沿岸漁業者に利用されている。2 対象魚種であるヒラメ、タイ及びハマチの平成13年度の漁獲量は、魚礁設置前に予測された魚礁設置後のヒラメ、タイ及びハマチの漁獲量の45パ-セント程度である。 |
| 改善すべき事項等 | 漁獲量の面では、効果が現れているとはいえない。 |

(2) 岩美町

| 対 象 機 関 | 空港港湾課 |
|----------|---|
| 事 業 年 度 | 平成10年度 |
| 補助事業者 | 岩美町 |
| 間接補助事業者 | - |
| 補助対象事業費 | 21,300千円(うち県補助金額(国庫補助相当額を除く。) 7,100千円) |
| 補助の目的 | ヒラメ、タイ、ハマチ等の水産資源の安定的な漁獲量を確保し、市場への供給量を 確保するため、生産性の低い砂浜海域等に魚礁を設置する。 |
| 主な事業内容 | コンクリート製魚礁の設置 |
| 現状及び課題 | 1 平成13年度においては、170戸の沿岸漁業者に利用されている。2 対象魚種であるヒラメ、タイ及びハマチの平成13年度の漁獲量は、魚礁設置前に予測された魚礁設置後のヒラメ、タイ及びハマチの漁獲量の60パ-セント程度である。 |
| 改善すべき事項等 | 漁獲量の面では、効果が現れているとはいえない。 |

(3) 青谷町

| 対 象 機 関 | 空港港湾課 |
|----------|--|
| 事 業 年 度 | 平成10年度 |
| 補助事業者 | 青谷町 |
| 間接補助事業者 | - |
| 補助対象事業費 | 23,970千円(うち県補助金額(国庫補助相当額を除く。) 7,990千円) |
| 補助の目的 | ヒラメ、タイ、ハマチ等の水産資源の安定的な漁獲量を確保し、市場への供給量を 確保するため、生産性の低い砂浜海域等に魚礁を設置する。 |
| 主な事業内容 | コンクリート製魚礁の設置 |
| 現状及び課題 | 1 平成13年度においては、47戸の沿岸漁業者に利用されている。2 対象魚種であるヒラメ、タイ及びハマチの平成13年度の漁獲量は、魚礁設置前に予測された魚礁設置後のヒラメ、タイ及びハマチの漁獲量の75パ-セント程度である。 |
| 改善すべき事項等 | 漁獲量の面では、効果が現れているとはいえない。 |

鳥取県監査委員公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、平成13年度に係る財政的援助等を与えて いるもの等の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する 報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成15年 **2**月28日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦 鳥取県監査委員 井 上 耐 子 鳥取県監査委員中尾 享 鳥取県監査委員湯原俊

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第**7**項の規定に基づく財政的援助等を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

- ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人(以下「出資団体」という。)については、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金(以下「補助金等」という。)を5,000万円以上交付している団体(以下「補助金等交付団体」という。)については、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- ウ 公の施設の管理を委託している団体(以下「管理委託団体」という。)については、関係法令等を遵守 し、委託業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施時期

平成14年11月から平成15年2月までの間に実施した。

(3) 監査の実施方法

監査は、監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取 することを基本として実施した。

(4) 監査実施機関の数

| X | 分 | 監査対象機関の数 | 監査実施機関の数 |
|---------|----|----------|----------|
| 出資団 | 体 | 45団体 | 22団体 |
| 補助金等交付 | 団体 | 67団体 | 16団体 |
| 管 理 委 託 | 団体 | 17団体 | 5 団体 |
| 合 計 | t | 106団体 | 31団体 |

注 合計の数値は、出資団体、補助金等交付団体及び管理委託団体の数のうち、重複する団体の数を除いた数値である。

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山田 次彦

同 井上 耐子

同 中尾 享

同 湯原 俊二

2 監査の結果及び意見

(1) 概要

出資団体、補助金等交付団体及び管理委託団体における出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていた。

なお、事務の処理等について改善を要すると認められた次に掲げる事項について該当する団体に対し文書 により指示、注意又は指導を行ったので、今後適切な指導を行われたい。

また、団体の運営に関して改善を要する事項について監査意見を述べているので、今後の業務改善の参考とされたい。

ア 収入事務

収入調書の未作成その他の収入事務手続の不適正

イ 支出事務

契約金額を超える支出、支出負担行為書の未作成その他の支出事務手続の不適正

ウ 契約事務

予定価格の未設定、予定価格調書及び契約書の未作成その他の契約事務手続の不適正

工 補助金等事務

実績報告書の提出の遅延、補助金関係書類の管理不備その他の補助金等事務の不適正

オ その他

会計帳簿及び計算書類の未作成等

(2) 実施状況

ア 総務部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

| 実 | 施 | 機 | 関 | 実 施 日 | 財政的援助等の概要 | | |
|-------|-------|---|---|-------------|-----------|--------------|--|
| 学校法人类 |]]英学園 | | | 平成14年11月28日 | 補助金等 | 688,723,740円 | |
| 学校法人原 | 易取家政学 | 袁 | | 平成14年12月11日 | 補助金等 | 241,139,026円 | |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ウ) 監査意見

学校法人の経理規程等における契約手続に関する事務処理の規定の整備について(所管課 総務課) 学校法人翔英学園及び学校法人鳥取家政学園における会計事務は、これらの法人が定める経理規程等 に基づき処理されているところであるが、これらの規程等には多様な契約事務を処理するに当たっての 根拠となる手続(競争入札及び随意契約の取扱い、業者選定の方法、契約書の作成方法等)が規定され ておらず、契約事務の手続があいまいになっている状況が見受けられた。

県は、これらの法人に対して、事務手続の状況を説明する等して補助金の適正執行に努めているとこ ろではあるが、補助金の適正かつ効率的な執行の観点から、契約手続についての事務処理に関する規定 の整備について指導されたい。

イ 企画部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

| 実 施 機 関 | 実 施 日 | 財政 | 的援助等の概要 |
|--------------------|---------------------|------|----------------|
| 財団法人とっとり政策総合研究センター | 平成14年11月18日 | 出資金額 | 1,100,000,000円 |
| | | 出資比率 | 92.6% |
| | | 補助金等 | 45,467,306円 |
| 学校法人鳥取環境大学 | 平成15年 1 月14日 | 補助金等 | 942,272,000円 |
| 智頭急行株式会社 | 平成15年 1 月15日 | 出資金額 | 152,500,000円 |
| | | 出資比率 | 33.9% |
| 財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 | 平成14年12月11日 | 出資金額 | 12,000,000円 |
| | | 出資比率 | 50% |
| | | 委託 料 | 58,268,365円 |
| 財団法人中海水鳥国際交流基金財団 | 平成14年11月28日 | 出資金額 | 150,000,000円 |
| | | 出資比率 | 50% |
| 財団法人とっとりコンベンションビュー | 平成14年11月27日 | 出資金額 | 500,000,000円 |
| | | 出資比率 | 51.5% |

| 補助金等 | 28,293,509円 |
|-------|--------------|
| 委 託 料 | 123,896,526円 |

注 委託料とは、公の施設の管理委託料をいう。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(ウ) 監査意見

財団法人とっとり政策総合研究センターのあり方について(所管課 企画振興課)

財団法人とっとり政策総合研究センターは、広い視野と長期的展望に立った政策及び施策に関する調査研究及び提言等を行うことを目的として平成7年度に設立されている。

しかし、研究員が短期間で交代し、調査研究テーマに継続性及び統一性が図られているとはいい難いこと、報告書としてまとめられている調査研究結果が、県の施策に十分反映されているとはいえないこと等、県民には財団法人とっとり政策総合研究センターの活動状況及び調査研究の実態が分かりにくい状況である。

この点については、平成12年に監査意見を申し述べたところであるが、県は、当該法人の設立目的をより一層実現するための方策について、再度検討されたい。

ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

| 実 施 機 関 | 実 施 日 | 財政 | 的援助等の概要 |
|------------------|---------------------|-------|----------------|
| 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 | 平成14年11月18日 | 補助金等 | 970,749,095円 |
| | | 委 託 料 | 15,583,012円 |
| 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 | 平成15年 1 月14日 | 出資金額 | 11,794,471円 |
| | | 出資比率 | 33.9% |
| | | 補助金等 | 112,499,022円 |
| | | 委託料 | 4,429,345,090円 |
| 社会福祉法人養寿会 | 平成14年11月29日 | 補助金等 | 323,224,696円 |
| 財団法人鳥取県国民年金福祉協会 | 平成14年12月11日 | 出資金額 | 500,000円 |
| | | 出資比率 | 45.5% |
| | | 補助金等 | 3,285,911円 |

注 委託料とは、公の施設の管理委託料をいう。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意又は指導を行った。

(ウ) 監査意見

- a 県立社会福祉施設の改築推進のあり方について(所管課 福祉保健課・障害福祉課・長寿社会課) 県立社会福祉施設は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団へ管理を委託している施設を含めて、建築後 30年以上経過しているものが多い。これらの中には具体的に改築計画の進んでいるものもあるが、改 築には構想から完成まで数年を要することから、県は、民間等との役割分担も考慮しながら、中・長 期的な見通しを立ててこれらの改築を推進するよう検討されたい。
- b 生活福祉資金貸付金の回収について(所管課 福祉保健課) 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が貸付けを行っている生活福祉資金貸付金の未償還額は年々増

加し、平成13年度末において204,508,689円になるとともに、償還率も低下の一途をたどっている。 ついては、未償還金の発生防止及び回収の促進が図られるよう、県は、当該協議会に対する指導及 び支援に努められたい。

工 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

| | 実 | 施 | 機 | 関 | 実 施 日 | 財政 | 的援助等の概要 |
|----|------|------|------|----|-------------|------|--------------|
| 財団 | 法人鳥耳 | 双県食鳥 | 肉衛生協 | 協会 | 平成14年11月27日 | 出資金額 | 600,000,000円 |
| | | | | | | 出資比率 | 100% |
| | | | | | | 補助金等 | 21,328,132円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

オ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

| 実 | 施 | 機 | 関 | 実 施 日 | 財政 | 的援助等の概要 |
|--------|-------------------|------|------|---------------------|------|----------------|
| 鳥取県信用倪 | R証協会 | | | 平成14年11月18日 | 出資金額 | 3,289,090,000円 |
| | | | | | 出資比率 | 73.9% |
| | | | | | 補助金等 | 261,549,780円 |
| 社団法人鳥耳 | 双県トラ | ック協会 | ž | 平成14年12月11日 | 補助金等 | 112,239,000円 |
| 財団法人米子 | Z勤労総 [·] | 合福祉も | 2ンター | 平成14年11月27日 | 出資金額 | 100,000円 |
| | | | | | 出資比率 | 50% |
| 財団法人ふる | るさと鳥 | 取県定住 | E機構 | 平成15年 1 月14日 | 出資金額 | 1,000,000円 |
| | | | | | 出資比率 | 50% |
| | | | | | 補助金等 | 7,280,812円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意又は指導を行った。

(ウ) 監査意見

a 鳥取県信用保証協会及び社団法人鳥取県トラック協会の経理規程等における契約関係規定の整備並 びに財団法人米子勤労総合福祉センタ・の会計規程の見直しについて(所管課 経済政策課・労働雇 用課)

鳥取県信用保証協会及び社団法人鳥取県トラック協会における会計事務は、これらの法人が定める 経理規程等に基づき処理されているところであるが、これらの規程等には多様な契約事務を処理する に当たっての根拠となる手続(競争入札及び随意契約の取扱い、業者選定の方法、契約書の作成方法 等)が規定されておらず、契約事務の手続があいまいになっている状況が見受けられた。

また、財団法人米子勤労総合福祉センタ・の会計規程は、昭和49年4月の施行以来見直しがなされ ておらず、契約においては担当者の判断により複数の者からの見積りを取らなくて良いとされている こと等から、1者見積りによる随意契約が散見され、競争性の確保が図られていない状況が見受けら

ついては、県は、これらの法人に対して補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、契約手続に ついての事務処理に関する規定の整備及び規程の見直しについて指導されたい。

b 財団法人ふるさと鳥取県定住機構における地域雇用環境整備基金事業のあり方について(所管課 労働雇用課)

財団法人ふるさと鳥取県定住機構で行っている地域雇用環境整備基金事業は、基金の運用益を財源として行われているが、毎年多額の事業執行残を生じており、その額を財政調整積立金として積み立てている(平成13年度末 34,019千円)。財政調整積立金は、将来における財源不足に対応するためのものであり、毎年の事業執行残を無計画に積み立てる方法は、適切ではない。

ついては、県は、当該法人に対して、適切な計画に基づいた事業の執行及び財政調整積立金の計画的な積立てを行うよう指導されたい。

力 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

| 実 施 機 関 | 実 施 日 | 財政 | 的援助等の概要 |
|--------------------|---------------------|------|--------------|
| 財団法人鳥取県農業開発公社 | 平成14年12月20日 | 出資金額 | 1,000,000円 |
| | | 出資比率 | 100% |
| | | 補助金等 | 726,975,092円 |
| 財団法人鳥取県農業担い手育成基金 | 平成15年 1 月15日 | 出資金額 | 250,000,000円 |
| | | 出資比率 | 50% |
| | | 補助金等 | 65,290,000円 |
| 鳥取県中部森林組合 | 平成14年11月27日 | 補助金等 | 157,653,310円 |
| 伯耆農業共済組合 | 平成14年11月29日 | 補助金等 | 190,519,000円 |
| 鳥取県土地改良事業団体連合会 | 平成14年11月18日 | 補助金等 | 67,867,200円 |
| 財団法人鳥取県畜産振興協会 | 平成14年12月20日 | 出資金額 | 101,060,000円 |
| | | 出資比率 | 33.6% |
| | | 補助金等 | 19,965,000円 |
| 社団法人鳥取県畜産推進機構 | 平成15年 1 月15日 | 出資金額 | 255,000,000円 |
| | | 出資比率 | 74.1% |
| | | 補助金等 | 113,096,656円 |
| 社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会 | 平成15年 1 月15日 | 出資金額 | 10,000,000円 |
| | | 出資比率 | 42.7% |
| | | 補助金等 | 7,475,000円 |
| 財団法人鳥取県林業担い手育成財団 | 平成15年 1 月15日 | 出資金額 | 279,100,000円 |
| | | 出資比率 | 38.6% |
| | | 補助金等 | 23,101,148円 |
| 財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金 | 平成15年 1 月15日 | 出資金額 | 275,000,000円 |
| | | 出資比率 | 45.8% |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意又は指導を行った。

(ウ) 監査意見

a 伯耆農業共済組合、社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人鳥取県畜産推進機構及び財団法人鳥取県林業担い手育成財団の経理規程等における契約手続についての事務処理に関する規定の整備について(所管課 団体指導課・畜産課・林政課)

伯耆農業共済組合、社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人鳥取県畜産推進機構及び財 団法人鳥取県林業担い手育成財団における会計事務は、これらの法人が定める経理規程等に基づき処 理されているところであるが、これらの規程等には多様な契約事務を処理するに当たっての根拠とな る手続(競争入札及び随意契約の取扱い、業者選定の方法、契約書の作成方法等)が規定されておら ず、契約事務の手続があいまいになっている状況が見受けられた。

ついては、県は、これらの法人に対して補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、契約手続に ついての事務処理に関する規定の整備について指導されたい。

b 農業共済組合の今後のあり方について(所管課 団体指導課)

昨今の厳しい農業情勢等を背景として、農業共済組合における共済の引受けに係る事業量はおおむ ね減少傾向にあり、また、農業共済団体事務費補助金(国庫補助金)の交付額も毎年度削減されてい ることから、今後の組合の経営は難しくなることが予測される。

ついては、県は、本県における農業共済組合の経営の安定及び合理化の推進等を図るため、鳥取東 部農業共済組合、鳥取県中部農業共済組合、伯耆農業共済組合及び鳥取県農業共済組合連合会の今後 のあり方について検討されたい。

c 就農支援資金貸付金の償還免除について(所管課 経営支援課)

県からの貸付金を原資として財団法人鳥取県農業担い手育成基金が貸し付けている就農支援資金の うち研修資金における償還免除については、貸付業務の基本的事項を定めた同法人の就農支援資金貸 付業務規程に定められておらず、同規程を補完する貸付業務取扱規則に定められている。

貸付金の償還免除は貸付業務の基本的事項であるため、県は、当該法人に対して償還免除に関する 規定を就農支援資金貸付業務規程で定めるよう指導されたい。

d 林業就業促進資金貸付金の償還免除について(所管課 林政課)

県からの貸付金を原資として財団法人鳥取県林業担い手育成財団が貸し付けている林業就業促進資 金のうち研修資金における償還免除については、貸付業務の基本的事項を定めた同法人の林業就業促 進資金貸付業務規程に定められておらず、同規程を補完する貸付業務取扱要領に定められている。

貸付金の償還免除は貸付業務の基本的事項であるため、県は、当該法人に対して償還免除に関する 規定を林業就業促進資金貸付業務規程で定めるよう指導されたい。

また、借受者が継続して林業に就業している場合は、貸付金の全額について償還を免除することと されているが、自己負担を伴うことにより借受者の貸付けを受けていることについての自覚を促す観 点から、免除する額の検討についても指導されたい。

キ 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

| 実 施 機 関 | 実 施 日 | 財政 | 的援助等の概要 |
|-----------------|-------------|------|-------------|
| 財団法人鳥取県建設技術センター | 平成14年11月27日 | 出資金額 | 1,000,000円 |
| | | 出資比率 | 50% |
| 鳥取県住宅供給公社 | 平成14年12月20日 | 出資金額 | 4,000,000円 |
| | | 出資比率 | 100% |
| | | 補助金等 | 58,951,000円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示又は指導を行った。

(ウ) 監査意見

a 財団法人鳥取県建設技術センターへの県有財産の無償貸付けについて(所管課 管理課) 財団法人鳥取県建設技術センターは、公共工事の監督及び検査の一環である試験業務を行うととも に、公共事業の調査研究業務、研修業務等を行う等、県の業務の一部を担うものであるという理由により、昭和57年の設立当初から県有財産(土地8,169.98㎡、建物2,936.39㎡)の無償貸付けを受けている。

しかし、その後20年余り経過する中で、公共下水道に関する受託事業、出版事業等の収益事業が大きな業務割合を占めるようになってきたこと、平成14年度に解散した財団法人鳥取県建設資源利用センターの業務を引き継いだこと等により、財団法人鳥取県建設技術センタ・を取り巻く状況が変化してきており、県は、他の公益法人との均衡、他県の状況等も踏まえて県有財産の貸付けの方法について検討されたい。

b 鳥取県住宅供給公社の今後のあり方について(所管課 建築課)

県は、鳥取県住宅供給公社の在り方検討委員会を設置しており、今後の鳥取県住宅供給公社のあり方が同委員会において検討されているところである。鳥取県住宅供給公社の設立目的である住宅不足の解消はおおむね達成され、今後の住宅政策の課題は、住宅の質の向上、高齢化社会への対応、空洞化が進む中心市街地のまちづくり及び定住対策並びに過疎化が進む中山間地域の定住対策へと変化している。これらの課題に対しては、民間業者への規制緩和、県による民間業者に対する事業の誘導等を通じて民間活力の導入により対応されることが基本であると思われる。

このような状況を踏まえ、県はまず、鳥取県住宅供給公社の存続の可否にまで踏み込んで検討した上で、存続させるとした場合には、県及び市町村からの要請に対する対応、鳥取県住宅供給公社独自の事業への対応等についての基本的方針を明確にしておく必要がある。

次に、鳥取県住宅供給公社の宅地販売の低迷により、平成14年度末における残区画数は591区画 (平成15年度に販売開始予定の242区画を含む。)と見込まれており、この膨大な残区画数の解消が当 面の課題であるが、宅地開発を要請した県及び市町村との連携の下に販売部門を強化して販売の促進 に一層努めるとともに、事業量に見合った組織体制へ移行する等当該公社を適切に指導されたい。

さらに、現在計画中の崎津団地及び湖山南団地については、事業を実施することによって巨額の赤字の発生が予想されているので、県は、事業の抜本的な見直しを含め、今後の対応について検討されたい。

ク 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

| | 実 | 施 | 機 | 関 | 実 施 日 | 財政 | 的援助等の概要 |
|----|-------|------|----|---|---------------------|------|--------------|
| 財団 | 団法人鳥取 | 双県体育 | 協会 | | 平成15年 1 月14日 | 出資金額 | 500,000円 |
| | | | | | | 出資比率 | 42.1% |
| | | | | | | 補助金等 | 148,561,528円 |
| | | | | | | 委託料 | 832,713,635円 |

注 委託料とは、公の施設の管理委託料をいう。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意又は指導を行った。

(ウ) 監査意見

財団法人鳥取県体育協会における補助事業の執行について(所管課 体育保健課)

財団法人鳥取県体育協会は、県から交付を受けた競技力向上対策補助金等を競技団体等へ交付している(平成13年度139,506千円)。

同法人は、事業の効果を検証するため、事業完了後に補助金等を交付した競技団体等に実績報告を求めているが、報告されていないもの、報告の際に添付すべき書類が不十分なもの等が散見され、事実の確認が十分に行われているとはいえない状況であった。

また、競技団体等においては、補助金等の公的な性質を踏まえて明確な経理を行ってもらう必要があ るが、決算に関する書類を確認したところ、その収支が記載されていないもの及び財団法人鳥取県体育 協会が交付金として支出した額と当該書類に記載された額とが相違しているものが多数見受けられた。

ついては、県は、補助事業等の実施に当たっては、事業内容の指導のみならず、補助金の経理につい て、決算に関する書類の提出を求める等適正な執行が図られるよう当該法人を指導するよう努められた

ケ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

| 実 施 機 関 | 実 施 日 | 財政 | 的援助等の概要 |
|----------------|---------------------|------|--------------|
| 財団法人暴力追放鳥取県民会議 | 平成15年 1 月14日 | 出資金額 | 260,281,000円 |
| | | 出資比率 | 58.4% |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

| 26 | 平成15年 2 月28日 | 玉唯 日 | 馬 | 圦 | 県 | 公 | 郑 | (号外 <i>)</i> 第11号 |
|----|---------------------|-------------|---|---|---|---|---|--------------------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |